

別表 1 (第 2 の 2 関係)

農業経営体の定義

区 分		設 立 根 拠 法 等	
農 業 法 人	会社法人	株式会社 (会社法)	
		有限会社 (会社法・会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律)	
		合名会社 (会社法)	
		合資会社 (会社法)	
		合同会社 (会社法)	
人	組合法人	農事組合法人 (農業協同組合法 72条の4)	農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う法人 (1号法人)
			農業経営を行う法人 (2号法人)
認定農業者		農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から認定を受けたもの	

(参考：農業関連法人に関する解説)

農 業 法 人：事業として農業を営む法人の総称。農業に併せ農作業の請負や農産加工など農業に付随する事業も併せて行う法人も含む。

農事組合法人：農業協同組合法第72条の4に規定される組合型の法人。農業生産活動の共同化により、組合員の共同利益を増進することを目的とした法人。

- ・ 1号法人：機械・施設等を共同利用するために設立した法人。(農業生産法人の要件を満たさなくてもよい。)
- ・ 2号法人：農業経営を行う法人。

別表 2

事業名	みやぎデータ駆動型農業拡大支援事業費補助金
事業内容 (補助対象経費)	施設園芸における環境データの見える化及びデータの蓄積、遠隔による技術支援体制の整備に向けたクラウド対応環境計測機器及び複合環境制御機器の導入・設置に係る経費 ※対象施設に対する一次側電源工事及びクラウド通信料は補助対象外
事業実施主体	宮城県内で施設園芸に取り組む農業経営体
採択要件	<p>以下に掲げるすべての要件を満たした事業実施計画を作成し、知事の認定を受けること。</p> <p>なお、計画承認にあたっては、別表3に定める採択加算ポイントを考慮する。</p> <p>1 対象品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みやぎ園芸特産振興戦略プランの重点振興品目（県戦略品目・地域戦略品目）</li> </ul> <p>2 環境計測機器（環境モニター：☆）及び複合環境制御機器（★）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウド対応機能付き（遠隔モニター機能）</li> <li>・必須センサー：温度、湿度、CO<sub>2</sub>（炭酸ガス）、日射</li> </ul> <p>★必須制御項目：暖房、カーテン、換気（天窓、側窓など）、灌水</p> <p>☆宮城県「週間環境データ計算シート（通称：ウィークリーレポート）」対応機種</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆環境制御及び計測に取り組んでいない施設への導入であること。（更新不可）</li> <li>★複合環境制御機器は、新規の制御項目の追加等、明らかな機能向上が伴う場合のみ既存機器の更新を認める。</li> <li>・環境計測機器導入後はウィークリーレポートを作成し、活用すること。</li> <li>・今後設立予定の「(仮称)みやぎ環境制御技術交流ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」へ正会員として参画し、ネットワークへ環境データを提供するとともに、研修会等に積極的に参加するなど、技術向上に取り組むこと。</li> <li>・令和4年（西暦2022年）2月末までに完了する事業計画であること。</li> </ul> <p>※翌年度への繰越しは不可</p>

別表 3

採択加算ポイント（満点：10ポイント、各項目最大2ポイント）

経営体ポイント		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境制御に初めて取り組む農業経営体</li> <li>・対象品目が県重点振興品目（県戦略品目：2ポイント、地域戦略品目：1ポイント）に該当</li> <li>・規模拡大、新規就農、青年農業者、新規品目導入のいずれかに該当する農業経営体</li> </ul>
導入機器ポイント	①環境計測機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境データ共有機能付き</li> <li>・L A I 計測機能付き</li> </ul>
(①か②のどちらかを選択)	②複合環境制御機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境及び制御データ共有機能付き</li> <li>・日射比例灌水機能付き</li> </ul>